

令和2年4月1日

測量・建設コンサルタント等一般競争（指名競争）
入札参加資格者 各位

高知市上下水道局企画財務課 契約担当

工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法について

建設工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法は、令和2年4月1日（公告日、指名通知日が令和2年4月1日以降のもの）より次のとおりとなります。

ただし、予定価格が（直接人件費＋直接経費＋技術経費＋諸経費）の費目構成で算定されている場合は、指名通知書等で最低基準価格の算定方法等を表示します。

記

1 対象業務

企画財務課契約担当で入札を行う予定価格（税込み）が50万円を超える測量、土木設計、建築・設備設計、家屋補償、地質調査等の建設コンサルタント業務

2 最低基準価格の算定方法

	改正前	改正後
測 量	直接測量費＋測量調査費＋諸経費× 48/100	同左（※改正なし）
土木設計	直接人件費＋直接経費＋その他原価 ×90/100＋一般管理費等×48/100	同左（※改正なし）
建 築 ・ 設備設計	直接人件費＋特別経費＋技術経費× 60/100＋諸経費×60/100	同左（※改正なし）
家屋補償	直接人件費＋直接経費＋その他原価 ×90/100＋一般管理費等×45/100	同左（※改正なし）
地質調査	直接調査費＋間接調査費×90/100＋ 解析業務費×80/100＋諸経費× <u>45/100</u>	直接調査費＋間接調査費×90/100＋ 解析業務費×80/100＋諸経費× <u>48/100</u>
漏水調査	直接人件費＋直接経費＋諸経費× 60/100	同左（※改正なし）

3 最低基準価格の設定範囲

- (1) 測量業務及び地質調査を除き、上記算定式により算出した額（税抜き、以下同じ）が予定価格（税抜き、以下同じ）の10分の8を超える場合は予定価格の10分の8とし、予定価格の10分の6に満たない場合は予定価格の10分の6の額とする。
- (2) 測量業務については、上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8.2を超える場合は予定価格の10分の8.2とし、予定価格の10分の6に満たない場合は予定価格の10分の6の額とする。
- (3) 地質調査については、上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格の10分の8.5とし、予定価格の3分の2に満たない場合は予定価格の3分の2の額とする。
- (4) また、2つ以上の業務内容を含む場合は、それぞれの業務内容に応じて算定し、合計した額とする。

4 最低制限価格の設定方法

- (1) 予定価格の範囲内で有効な入札の最低の入札価格が、2及び3で算定した最低基準価格を上回った場合は、最低基準価格を最低制限価格とする。
- (2) 予定価格の範囲内で有効な入札の最低の入札価格が、2及び3で算定した最低基準価格を下回った場合は、有効な入札の下位5者の平均（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）の85%（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額。ただし、下限は最低基準価格の85%）を最低制限価格とする。ただし、その額が最低基準価格を上回った場合は、最低基準価格を最低制限価格とする。

以 上